

## 新潟県病院局管理規程第2号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年8月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																
<p><b>（料金）</b></p> <p><b>第2条</b> 条例第4条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>1 非紹介患者等負担額</p> <p>(1) 初診時</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 十日町病院</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>1,290円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ がんセンター新潟病院</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>2,290円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 中央病院、新発田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(ア) 医科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(イ) 歯科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>3,300円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 再診時</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中央病院、新発田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 医科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>2,750円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 歯科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>1,650円</u></td> </tr> </table>	ア 十日町病院	<u>1,290円</u>	イ がんセンター新潟病院	<u>2,290円</u>	ウ 中央病院、新発田病院		(ア) 医科	<u>5,500円</u>	(イ) 歯科	<u>3,300円</u>	中央病院、新発田病院		ア 医科	<u>2,750円</u>	イ 歯科	<u>1,650円</u>	<p><b>（料金）</b></p> <p><b>第2条</b> 条例第4条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあつては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に<u>1.051</u>を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）、それ以外の診療その他の給付にあつては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規程によらない額の契約をすることができる。</p> <p><b>別表（第2条関係）</b></p> <p>1 非紹介患者等負担額</p> <p>(1) 初診時</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 十日町病院</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>1,260円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ がんセンター新潟病院</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>2,250円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 中央病院、新発田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(ア) 医科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">(イ) 歯科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>3,240円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 再診時</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">中央病院、新発田病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 医科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>2,700円</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 歯科</td> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;"><u>1,620円</u></td> </tr> </table>	ア 十日町病院	<u>1,260円</u>	イ がんセンター新潟病院	<u>2,250円</u>	ウ 中央病院、新発田病院		(ア) 医科	<u>5,400円</u>	(イ) 歯科	<u>3,240円</u>	中央病院、新発田病院		ア 医科	<u>2,700円</u>	イ 歯科	<u>1,620円</u>
ア 十日町病院	<u>1,290円</u>																																
イ がんセンター新潟病院	<u>2,290円</u>																																
ウ 中央病院、新発田病院																																	
(ア) 医科	<u>5,500円</u>																																
(イ) 歯科	<u>3,300円</u>																																
中央病院、新発田病院																																	
ア 医科	<u>2,750円</u>																																
イ 歯科	<u>1,650円</u>																																
ア 十日町病院	<u>1,260円</u>																																
イ がんセンター新潟病院	<u>2,250円</u>																																
ウ 中央病院、新発田病院																																	
(ア) 医科	<u>5,400円</u>																																
(イ) 歯科	<u>3,240円</u>																																
中央病院、新発田病院																																	
ア 医科	<u>2,700円</u>																																
イ 歯科	<u>1,620円</u>																																

2 180日を超える入院に係る特別入院料

1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

3 入院室料差額

- (1) 特別S室 1日につき 18,260円
- (2) 特別A室 1日につき 8,910円
- (3) 特別B室 1日につき 6,160円
- (4) 特別C室 1日につき 5,280円
- (5) 特別D室 1日につき 3,630円
- (6) A室 1日につき 2,420円
- (7) B室 1日につき 1,760円

ただし、小上がりを設置する場合は、3,300円を増額する。

また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。

4 受託検査料及び受託エックス線撮影料

健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「医科点数表により算定した額」という。)に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)とする。

5 (略)

6 文書料

(1) 診断書、証明書

- ア 普通のもの 1件につき 1,650円
- イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき 3,850円
- ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき 5,500円

(2) 死亡診断書、死体検案書

- ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき 3,300円

2 180日を超える入院に係る特別入院料

1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

3 入院室料差額

- (1) 特別S室 1日につき 17,930円
- (2) 特別A室 1日につき 8,750円
- (3) 特別B室 1日につき 6,050円
- (4) 特別C室 1日につき 5,180円
- (5) 特別D室 1日につき 3,560円
- (6) A室 1日につき 2,380円
- (7) B室 1日につき 1,730円

ただし、小上がりを設置する場合は、3,240円を増額する。

また、病院長は、病院局長の承認を受けて当該各号に定める額の範囲内の料金を定めることができる。

4 受託検査料及び受託エックス線撮影料

健康保険法の規定による算定方法により算定した額(以下「医科点数表により算定した額」という。)に1.051を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。

5 (略)

6 文書料

(1) 診断書、証明書

- ア 普通のもの 1件につき 1,620円
- イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき 3,780円
- ウ 特殊なもの(恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に係るもの等保険給付のあるもの) 1件につき 5,400円

(2) 死亡診断書、死体検案書

- ア 普通のもの(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)に定めるもの等一般的なもの) 1件につき 3,240円

イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの）	1 件につき <u>5,500円</u>
(3) (略)	
(4) エックス線複写フィルム	
ア 半切	1 枚につき <u>780円</u>
イ 大角	1 枚につき <u>650円</u>
ウ 大四ツ切	1 枚につき <u>510円</u>
エ 四ツ切	1 枚につき <u>400円</u>
オ 六ツ切	1 枚につき <u>280円</u>
カ 光ディスク	1 枚につき <u>1,310円</u>
(5) (略)	
7 セカンドオピニオン料	
(1) <u>がんセンター新潟病院</u>	<u>1 件につき 16,500円</u>
(2) (1)以外の場合	<u>1 件につき 11,000円</u>
8 医師面談料	
(1) 保険会社（生命保険、損害保険等）調査員と医師が面談を行った場合	1 回につき <u>5,500円</u>
(2) (1)以外の場合	1 回につき <u>3,300円</u>
9 洗たく料	
(1) 大物（着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動着上下、パジャマ上下その他これらに類するもの）	1 枚につき <u>280円</u>
(2) 中物（上着、ズボン、ワイシャツ、運動着及びパジャマ等の上下いずれか1つその他これらに類するもの）	1 枚につき <u>170円</u>
(3) 略	
10 健康診断料	
(1) 普通健康診断料	1 人につき <u>3,170円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,990円</u> )
	ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割を限度として料金を増減することができる。
(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査	医科点数表により算定した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）
	ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割を限度として料金を増減することができる。
(3) 特殊健康診断料	
ア 妊婦検診料及び産後検診料	1 人につき <u>5,500円</u>
イ 乳児検診料	1 人につき <u>3,300円</u>
ウ 先天性代謝異常検査料	1 人につき <u>3,850円</u>
エ 妊産婦超音波検査料	1 人につき <u>1,590円</u>

イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの）	1 件につき <u>5,400円</u>
(3) (略)	
(4) エックス線複写フィルム	
ア 半切	1 枚につき <u>770円</u>
イ 大角	1 枚につき <u>640円</u>
ウ 大四ツ切	1 枚につき <u>500円</u>
エ 四ツ切	1 枚につき <u>390円</u>
オ 六ツ切	1 枚につき <u>270円</u>
カ 光ディスク	1 枚につき <u>1,290円</u>
(5) (略)	
7 セカンドオピニオン料	<u>1 件につき 10,800円</u>
8 医師面談料	
(1) 保険会社（生命保険、損害保険等）調査員と医師が面談を行った場合	1 回につき <u>5,400円</u>
(2) (1)以外の場合	1 回につき <u>3,240円</u>
9 洗たく料	
(1) 大物（着物類、毛糸衣類、洋服上下、運動着上下、パジャマ上下その他これらに類するもの）	1 枚につき <u>270円</u>
(2) 中物（上着、ズボン、ワイシャツ、運動着及びパジャマ等の上下いずれか1つその他これらに類するもの）	1 枚につき <u>160円</u>
(3) 略	
10 健康診断料	
(1) 普通健康診断料	1 人につき <u>2,960円</u> (乳幼児にあつては、 <u>3,750円</u> )
	ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割を限度として料金を増減することができる。
(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査	医科点数表により算定した額に <u>1.051</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
	ただし、集団検診の場合は、病院長は、2割を限度として料金を増減することができる。
(3) 特殊健康診断料	
ア 妊婦検診料及び産後検診料	1 人につき <u>5,400円</u>
イ 乳児検診料	1 人につき <u>3,240円</u>
ウ 先天性代謝異常検査料	1 人につき <u>3,780円</u>
エ 妊産婦超音波検査料	1 人につき <u>1,590円</u>

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

- ア 1泊2日コース 1人につき 67,100円  
イ 通院1日コース 1人につき 44,000円  
（HCV抗体検査を行う場合は、1,220円を加算する。）

ウ がんドック

- (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき 58,780円  
(イ) Bコース（胃がん・肺がんの検診）  
1人につき 39,950円  
(ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診） 1人につき 22,000円

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満は四捨五入する。）を加算する。

11 予防接種料

1件につき 220円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満は四捨五入する。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12～16 (略)

17 避妊処置料

リング又はウイング

- ア そう入又は交換 1回につき 38,500円  
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

- イ 抜去 1回につき 6,600円  
ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

(4) 短期人間ドック料

- ア 1泊2日コース 1人につき 65,880円  
イ 通院1日コース 1人につき 43,200円  
（HCV抗体検査を行う場合は、1,170円を加算する。）

ウ がんドック

- (ア) Aコース（BコースとCコースの内容を合わせたもの） 1人につき 44,880円  
(イ) Bコース（胃がん・肺がんの検診）  
1人につき 30,490円  
(ウ) Cコース（乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診） 1人につき 16,770円

ただし、医師の指示により基準以外の検査、エックス線診断等を行った場合は、当該検査、エックス線診断等について医科点数表により算定した額に1.051を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）を加算する。

11 予防接種料

1件につき 200円に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ただし、公費対象予防接種の場合は、病院長は2割を限度として料金を増減することができる。なお、新潟県の広域的個別予防接種で定められた額が2割を超える場合は、当該額を限度として料金を増減することができる。

12～16 (略)

17 避妊処置料

(1) リング又はウイング

- ア そう入又は交換 1回につき 37,800円  
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

- イ 抜去 1回につき 6,480円  
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。

(2) 経口避妊薬（(3)以外） 1か月分 3,240円

(3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,160円

18	体外受精料		18	体外受精料	
(1)	採卵	1件につき	(1)	採卵	1件につき
(2)	採卵、培養	1件につき	(2)	採卵、培養	1件につき
(3)	採卵から胚移植まで	1件につき	(3)	採卵から胚移植まで	1件につき
		<u>67,370円</u>			<u>65,540円</u>
		<u>99,270円</u>			<u>96,020円</u>
		<u>123,280円</u>			<u>119,130円</u>
19	人工受胎法施術料	1件につき	19	人工受胎法施術料	1件につき
		<u>5,500円</u>			<u>5,400円</u>
20	人工妊娠中絶手術料		20	人工妊娠中絶手術料	
(1)	妊娠満12週までのもの	1件につき	(1)	妊娠満12週未満のもの	1件につき
		<u>110,000円</u>			<u>108,000円</u>
(2)	妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの	1件につき	(2)	妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの	1件につき
		<u>220,000円</u>			<u>216,000円</u>
(3)	頸管拡張用使用材料	1回につき病院における購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)	(3)	頸管拡張用使用材料	1回につき病院における購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
21	婦人避妊手術料	1件につき	21	婦人避妊手術料	1件につき
		<u>132,000円</u>			<u>129,600円</u>
22	死体検案料	1体につき	22	死体検案料	1体につき
	ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。) を加算する。	<u>11,000円</u>		ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.051を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) を加算する。	<u>10,800円</u>
23	死後処置料	1件につき	23	死後処置料	1件につき
	ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。) を加算する。	<u>5,500円</u>		ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。) を加算する。	<u>5,400円</u>
24	歯科料金		24	歯科料金	
(1)	歯冠修復		(1)	歯冠修復	
ア	全部被覆冠		ア	全部被覆冠	
(ア)	ポーセレンメタルセラミッククラウン	<u>126,500円</u>	(ア)	ポーセレンメタルセラミッククラウン	<u>124,200円</u>
(イ)	CAD/CAMオールセラミッククラウン	<u>126,500円</u>	(イ)	CAD/CAMオールセラミッククラウン	<u>124,200円</u>
(ウ)	フルジルコニア	<u>118,800円</u>	(ウ)	フルジルコニア	<u>116,640円</u>
(エ)	プレッサブルセラミックス	<u>118,800円</u>	(エ)	プレッサブルセラミックス	<u>116,640円</u>
(オ)	ハイブリッドセラミックス金合金	<u>73,700円</u>	(オ)	ハイブリッドセラミックス金合金	<u>72,360円</u>
(カ)	ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金	<u>68,200円</u>	(カ)	ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金	<u>66,960円</u>
(キ)	ハイブリッドセラミックスJK		(キ)	ハイブリッドセラミックスJK	

	61,600円
(ク) 金合金	73,700円
(ケ) 金パラジウム・チタン	61,600円
イ 3/4冠、4/5冠	
(ア) ハイブリッドセラミックス	49,500円
(イ) 金合金	67,100円
(ウ) 金パラジウム・チタン	56,100円
ウ (略)	
エ インレー	
(ア) ポーセレン	68,200円
(イ) プレッサブルセラミックス	68,200円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	49,500円
(エ) 金合金	56,100円
(オ) 金パラジウム・チタン	49,500円
オ コア	
(ア) 金合金	18,700円
(イ) 金パラジウム・チタン	16,500円
(ウ) 銀合金・その他の合金	8,800円
(エ) ファイバー	13,200円
(オ) コンポジットレジン	8,800円
カ ベニア修復	
(ア) コンポジットレジン	49,500円
(イ) ポーセレン	86,900円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	61,600円
キ (略)	
(2) 欠損補綴	
ア 局部床義歯	
(ア) レジン床義歯	
a 1床1歯から1床4歯まで	97,900円
b 1床5歯から1床8歯まで	127,600円
c 1床9歯から1床12歯まで	157,300円
d 1床13歯、1床14歯	170,540円
(イ) 金合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	425,700円
b 1床5歯から1床8歯まで	454,300円
c 1床9歯から1床12歯まで	481,800円
d 1床13歯、1床14歯	506,000円
(ウ) 金パラジウム合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	397,100円
b 1床5歯から1床8歯まで	412,500円
c 1床9歯から1床12歯まで	454,300円
d 1床13歯、1床14歯	497,200円
(エ) その他の合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	259,600円
b 1床5歯から1床8歯まで	290,400円
c 1床9歯から1床12歯まで	321,200円
d 1床13歯、1床14歯	338,800円
(オ) ノンクラスプデンジャー	
a 1床1歯から1床4歯まで	82,500円
b 1床5歯から1床8歯まで	85,360円
c 1床9歯から1床12歯まで	88,210円

	60,480円
(ク) 金合金	72,360円
(ケ) 金パラジウム・チタン	60,480円
イ 3/4冠、4/5冠	
(ア) ハイブリッドセラミックス	48,600円
(イ) 金合金	65,880円
(ウ) 金パラジウム・チタン	55,080円
ウ (略)	
エ インレー	
(ア) ポーセレン	66,960円
(イ) プレッサブルセラミックス	66,960円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	48,600円
(エ) 金合金	55,080円
(オ) 金パラジウム・チタン	48,600円
オ コア	
(ア) 金合金	18,360円
(イ) 金パラジウム・チタン	16,200円
(ウ) 銀合金・その他の合金	8,640円
(エ) ファイバー	12,960円
(オ) コンポジットレジン	8,640円
カ ベニア修復	
(ア) コンポジットレジン	48,600円
(イ) ポーセレン	85,320円
(ウ) ハイブリッドセラミックス	60,480円
キ (略)	
(2) 欠損補綴	
ア 局部床義歯	
(ア) レジン床義歯	
a 1床1歯から1床4歯まで	96,120円
b 1床5歯から1床8歯まで	125,280円
c 1床9歯から1床12歯まで	154,440円
d 1床13歯、1床14歯	167,440円
(イ) 金合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	417,960円
b 1床5歯から1床8歯まで	446,040円
c 1床9歯から1床12歯まで	473,040円
d 1床13歯、1床14歯	496,800円
(ウ) 金パラジウム合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	389,880円
b 1床5歯から1床8歯まで	405,000円
c 1床9歯から1床12歯まで	446,040円
d 1床13歯、1床14歯	488,160円
(エ) その他の合金	
a 1床1歯から1床4歯まで	254,880円
b 1床5歯から1床8歯まで	285,120円
c 1床9歯から1床12歯まで	315,360円
d 1床13歯、1床14歯	332,640円
(オ) ノンクラスプデンジャー	
a 1床1歯から1床4歯まで	81,000円
b 1床5歯から1床8歯まで	83,810円
c 1床9歯から1床12歯まで	86,610円

d	1床13歯、1床14歯	90,750円
イ	総義歯	
(ア)	レジン床義歯	150,700円
(イ)	金合金	595,100円
(ウ)	金パラジウム合金	553,300円
(エ)	コバルトクロム合金	330,000円
(オ)	チタン	385,000円
ウ	鑄造鉤	
(ア)	金合金	
a	特殊型	24,200円
b	両翼鉤・双歯鉤	18,700円
(イ)	金パラジウム合金	
a	特殊型	18,700円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,850円
(ウ)	その他の合金	
a	特殊型	15,400円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,850円
エ	線鉤	
	両翼鉤・双歯鉤	
(ア)	金合金	18,700円
(イ)	その他の合金	8,800円
オ	フック、スパー、レスト	
(ア)	金合金	13,200円
(イ)	金パラジウム合金	10,450円
(ウ)	その他の合金	8,800円
カ	鑄造バー	
(ア)	金合金	60,500円
(イ)	金パラジウム合金	46,200円
(ウ)	その他の合金	30,800円
キ	屈曲バー	13,200円
ク	根面キャップ (金合金)	23,100円
ケ	咬合面鑄造金属歯 (1歯につき)	
(ア)	金合金	12,100円
(イ)	金パラジウム合金	9,240円
(ウ)	その他の合金	6,600円
コ	コーヌスクローネ外冠	
	歯冠修復物の料金を8,150円を加算した額	
サ	ブレード・ティース (片側)	
(ア)	金合金	63,150円
(イ)	その他の金属	34,630円
シ	診断設計料	
(ア)	磁性アタッチメント (1か所につき)	
	14,260円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)	
(イ)	部品交換	
	7,130円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.1を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)	

d	1床13歯、1床14歯	89,100円
イ	総義歯	
(ア)	レジン床義歯	147,960円
(イ)	金合金	584,280円
(ウ)	金パラジウム合金	543,240円
(エ)	コバルトクロム合金	324,000円
(オ)	チタン	378,000円
ウ	鑄造鉤	
(ア)	金合金	
a	特殊型	23,760円
b	両翼鉤・双歯鉤	18,360円
(イ)	金パラジウム合金	
a	特殊型	18,360円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,580円
(ウ)	その他の合金	
a	特殊型	15,120円
b	両翼鉤・双歯鉤	14,580円
エ	線鉤	
	両翼鉤・双歯鉤	
(ア)	金合金	18,360円
(イ)	その他の合金	8,640円
オ	フック、スパー、レスト	
(ア)	金合金	12,960円
(イ)	金パラジウム合金	10,260円
(ウ)	その他の合金	8,640円
カ	鑄造バー	
(ア)	金合金	59,400円
(イ)	金パラジウム合金	45,360円
(ウ)	その他の合金	30,240円
キ	屈曲バー	12,960円
ク	根面キャップ (金合金)	22,680円
ケ	咬合面鑄造金属歯 (1歯につき)	
(ア)	金合金	11,880円
(イ)	金パラジウム合金	9,072円
(ウ)	その他の合金	6,480円
コ	コーヌスクローネ外冠	
	歯冠修復物の料金を8,000円を加算した額	
サ	ブレード・ティース (片側)	
(ア)	金合金	62,000円
(イ)	その他の金属	34,000円
シ	診断設計料	
(ア)	磁性アタッチメント (1か所につき)	
	14,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(イ)	部品交換	
	7,000円に使用材料 (マグネット材料) の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端数があるときはこ	

			れを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(ウ) その他のアタッチメント		(ウ) その他のアタッチメント	
42,780円に使用材料(金属代及びアタッチメント材料)の購入価格を加えた額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		42,000円に使用材料(金属代及びアタッチメント材料)の購入価格を加えた額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(エ) テレスコープ(1歯につき)		(エ) テレスコープ(1歯につき)	
55,510円に使用材料(金属代)の購入価格を加えた額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		54,500円に使用材料(金属代)の購入価格を加えた額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(3) 矯正		(3) 矯正	
ア 矯正相談料	3,080円	ア 矯正相談料	3,024円
イ 矯正検査診断料		イ 矯正検査診断料	
(ア) 形態的検査診断料	40,700円	(ア) 形態的検査診断料	39,960円
(イ) 機能的検査診断料	14,300円	(イ) 機能的検査診断料	14,040円
ウ 装置料		ウ 装置料	
(ア) 上顎顎外固定装置	71,500円	(ア) 上顎顎外固定装置	70,200円
(イ) オトガイ帽装置	71,500円	(イ) オトガイ帽装置	70,200円
(ウ) 上顎前方牽引装置	88,000円	(ウ) 上顎前方牽引装置	86,400円
(エ) 機能的矯正装置		(エ) 機能的矯正装置	
a バイオネーター	71,500円	a バイオネーター	70,200円
b アクチバトール	71,500円	b アクチバトール	70,200円
c ムーシールド	71,500円	c ムーシールド	70,200円
d ビムラー装置	71,500円	d ビムラー装置	70,200円
e フレンケル装置	110,000円	e フレンケル装置	108,000円
f 咬合斜面板	49,500円	f 咬合斜面板	48,600円
g 咬合挙上板	49,500円	g 咬合挙上板	48,600円
h 切歯斜面板	22,000円	h 切歯斜面板	21,600円
i リップバンパー	49,500円	i リップバンパー	48,600円
(オ) 拡大装置		(オ) 拡大装置	
a クアードヘリックス	44,000円	a クアードヘリックス	43,200円
b バイヘリックス	44,000円	b バイヘリックス	43,200円
c コフィンの拡大弧線装置	49,500円	c コフィンの拡大弧線装置	48,600円
d 急速拡大装置	66,000円	d 急速拡大装置	64,800円
(カ) 舌側弧線装置	38,500円	(カ) 舌側弧線装置	37,800円
(キ) トランスパラタルアーチ	38,500円	(キ) トランスパラタルアーチ	37,800円
(ク) ペンデュラム装置	110,000円	(ク) ペンデュラム装置	108,000円
(ケ) スライディングプレート	27,500円	(ケ) スライディングプレート	27,000円
(コ) 床矯正装置	38,500円	(コ) 床矯正装置	37,800円
(サ) スペースリゲーター	75,900円	(サ) スペースリゲーター	74,520円
(シ) 口腔習癖防止装置	35,200円	(シ) 口腔習癖防止装置	34,560円
(ス) セクショナルブラケット装置A	165,000円	(ス) セクショナルブラケット装置A	162,000円
(セ) セクショナルブラケット装置B(補綴処置前)	77,000円	(セ) セクショナルブラケット装置B(補綴処置前)	75,600円
(ソ) マルチブラケット装置A		(ソ) マルチブラケット装置A	
a 金属・審美ブラケット	495,000円	a 金属・審美ブラケット	486,000円

b セラミックスブラケット	605,000円
(ク) マルチブラケット装置B	
a 金属・審美ブラケット	330,000円
b セラミックスブラケット	440,000円
(ク) 可撤式樹脂矯正装置	440,000円
(ツ) 矯正治療用インプラント	
1本につき	27,500円
(テ) 保定装置	
a 片顎	33,000円
b 両顎	66,000円
(ト) 保険装置	
a クラウン(バンド) ループ	26,400円
b ディスタルシュー	28,600円
c 乳歯義歯	
(a) 1歯から4歯まで	26,400円
(b) 5歯から8歯まで	28,600円
(c) 総義歯	64,900円
エ 口腔細菌検査	
(ア) 齲蝕細菌検査	6,710円
(イ) 歯周病原菌検査	15,400円
オ 処置料	7,700円
カ 経過観察料(筋機能療法を含む)	5,500円
キ 転医資料作成料	20,900円
ク 緊急処置料	8,800円
ケ 必要抜歯	
(ア) 難抜歯 1歯につき	8,800円
(イ) 埋没歯抜 1歯につき	17,600円
(ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき	5,500円
コ 萌出困難歯の開窓術	
(ア) 骨削を要する場合	30,800円
(イ) 骨削を要しない場合	5,500円
(4) マウスガード	
ア エルコフレックス	
(ア) ノンラミネート	7,150円
(イ) ラミネート 2枚	11,550円
(ウ) ラミネート 3枚	16,500円
イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカッ プエラストマー等)	30,250円
(5) フッ化物歯面塗布	
ア 塗布(1口腔につき)・イオン導入法(片顎 につき)	1,650円
イ 個人トレー法 片顎につき	6,050円
(6) 生活歯の漂白	
ア オフィスブリーチ 1歯につき	9,900円
イ ホームブリーチ	
(ア) 松風シェードアップ	
a 片顎につき	38,500円
b トレー1個追加につき	3,850円
c シリンジ1本追加につき	3,850円
(イ) オパールエッセンス	
a 片顎につき	38,500円

b セラミックスブラケット	594,000円
(ク) マルチブラケット装置B	
a 金属・審美ブラケット	324,000円
b セラミックスブラケット	432,000円
(ク) 可撤式樹脂矯正装置	432,000円
(ツ) 矯正治療用インプラント	
1本につき	27,000円
(テ) 保定装置	
a 片顎	32,400円
b 両顎	64,800円
(ト) 保険装置	
a クラウン(バンド) ループ	25,920円
b ディスタルシュー	28,080円
c 乳歯義歯	
(a) 1歯から4歯まで	25,920円
(b) 5歯から8歯まで	28,080円
(c) 総義歯	63,720円
エ 口腔細菌検査	
(ア) 齲蝕細菌検査	6,588円
(イ) 歯周病原菌検査	15,120円
オ 処置料	7,560円
カ 経過観察料(筋機能療法を含む)	5,400円
キ 転医資料作成料	20,520円
ク 緊急処置料	8,640円
ケ 必要抜歯	
(ア) 難抜歯 1歯につき	8,640円
(イ) 埋没歯抜 1歯につき	17,280円
(ウ) (ア)・(イ)以外の抜歯 1歯につき	5,400円
コ 萌出困難歯の開窓術	
(ア) 骨削を要する場合	30,240円
(イ) 骨削を要しない場合	5,400円
(4) マウスガード	
ア エルコフレックス	
(ア) ノンラミネート	7,020円
(イ) ラミネート 2枚	11,340円
(ウ) ラミネート 3枚	16,200円
イ その他のもの(モルテノ、SR-イボカッ プエラストマー等)	29,700円
(5) フッ化物歯面塗布	
ア 塗布(1口腔につき)・イオン導入法(片顎 につき)	1,620円
イ 個人トレー法 片顎につき	5,940円
(6) 生活歯の漂白	
ア オフィスブリーチ 1歯につき	9,720円
イ ホームブリーチ	
(ア) 松風シェードアップ	
a 片顎につき	37,800円
b トレー1個追加につき	3,780円
c シリンジ1本追加につき	3,780円
(イ) オパールエッセンス	
a 片顎につき	37,800円

	b トレー1個追加につき	3,850円
	c シリンジ1本追加につき	2,200円
(7)	生活歯漂白後の経過観察料	2,200円
(8)	失活歯の漂白	
	ア ウオーキングブリーチ	
	1歯につき	11,000円
	イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復	1歯につき 22,000円
(9)	歯のマニキュア	
	ア 片顎につき	14,850円
	イ 1歯につき	3,080円
	ウ 修理1歯につき	1,870円
	エ メンテナンス	1,870円
(10)	PMT C 1口腔につき	7,700円
(11)	歯周外科手術	
	ア 歯冠延長術	9,900円
	イ 骨移植術	30,800円
	ウ 人工骨移植材填塞処置	14,850円
	エ 顎堤増大術	30,800円
	オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)	14,850円
	カ 結合組織移植術 1歯につき	27,500円
	キ 手術に伴う材料費	
	材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	
(12)	歯周組織再生療法後の歯周治療	
	ア 歯周組織検査 1口腔につき	6,160円
	イ 手術部位の歯面清掃	
	月1回につき	1,870円
	ウ 口腔清掃指導 月1回につき	1,870円
	エ 咬合調整 1回につき	1,320円
	オ 暫間固定(材料費含む。)	4,290円
(13)	レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善	月1回につき 5,500円
(14)	メラニン色素除去 1歯1回につき	1,980円
(15)	歯肉エピテーゼ 1装置につき	11,000円
(16)	インプラント料金	
	ア 総合診断料	10,190円
	イ ステント制作費	
	(ア) 1装置につき	15,280円
	(イ) 診断用模型ワックスアップ	5,090円
	ウ 埋入手術料【1次】1本につき	152,780円
	(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)	
	エ ガイデッドサージェリー	20,370円
	手術に伴う材料費	
	材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	

	b トレー1個追加につき	3,780円
	c シリンジ1本追加につき	2,160円
(7)	生活歯漂白後の経過観察料	2,160円
(8)	失活歯の漂白	
	ア ウオーキングブリーチ	
	1歯につき	10,800円
	イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復	1歯につき 21,600円
(9)	歯のマニキュア	
	ア 片顎につき	14,580円
	イ 1歯につき	3,024円
	ウ 修理1歯につき	1,836円
	エ メンテナンス	1,836円
(10)	PMT C 1口腔につき	7,560円
(11)	歯周外科手術	
	ア 歯冠延長術	9,720円
	イ 骨移植術	30,240円
	ウ 人工骨移植材填塞処置	14,580円
	エ 顎堤増大術	30,240円
	オ 再生療法(エムドゲイン、PRP)	14,580円
	カ 結合組織移植術 1歯につき	27,000円
	キ 手術に伴う材料費	
	材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
(12)	歯周組織再生療法後の歯周治療	
	ア 歯周組織検査 1口腔につき	6,048円
	イ 手術部位の歯面清掃	
	月1回につき	1,836円
	ウ 口腔清掃指導 月1回につき	1,836円
	エ 咬合調整 1回につき	1,296円
	オ 暫間固定(材料費含む。)	4,212円
(13)	レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善	月1回につき 5,400円
(14)	メラニン色素除去 1歯1回につき	1,944円
(15)	歯肉エピテーゼ 1装置につき	10,800円
(16)	インプラント料金	
	ア 総合診断料	10,000円
	イ ステント制作費	
	(ア) 1装置につき	15,000円
	(イ) 診断用模型ワックスアップ	5,000円
	ウ 埋入手術料【1次】1本につき	150,000円
	(インプラント体及び手術に伴う材料費を含む)	
	エ ガイデッドサージェリー	20,000円
	手術に伴う材料費	
	材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	

オ 暫間インプラント（アンカーインプラント含む）

- (ア) 埋入手術料 1本につき 10,190円  
 (イ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

カ 埋入手術料【2次】

- (ア) 手術料 1本につき 5,090円  
 (イ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

キ インプラント関連手術

- (ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 25,460円  
 (イ) GBR技術料加算 1か所 10,190円  
 (ウ) ソケットプリザベーション（1歯につき）  
 a 人工骨使用あり 21,390円  
 b 人工骨使用なし 10,190円  
 (エ) 歯肉整形術 1歯につき 15,280円  
 (オ) 上顎洞底挙上術 片側 152,780円  
 (カ) 骨採取  
 a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1か所 50,930円  
 b 口腔外（腸骨、腓骨等） 1か所 101,850円  
 (キ) オトガイ神経移動術 片側 30,560円  
 (ク) 下顎管移動術 片側 101,850円  
 (ケ) 粘膜移植術（採取、移植を含む） 50,930円  
 (コ) 皮膚移植術（採取、移植を含む） 61,110円  
 (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,530円  
 (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,530円  
 (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う 21,390円  
 (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置 10,190円  
 (ソ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)

ク 技工物料金（上部構造体）

- (ア) 全部鑄造冠  
 a 金合金 173,150円  
 b その他 126,300円

オ 暫間インプラント（アンカーインプラント含む）

- (ア) 埋入手術料 1本につき 10,000円  
 (イ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額  
 （その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

カ 埋入手術料【2次】

- (ア) 手術料 1本につき 5,000円  
 (イ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額  
 （その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

キ インプラント関連手術

- (ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 25,000円  
 (イ) GBR技術料加算 1か所 10,000円  
 (ウ) ソケットプリザベーション（1歯につき）  
 a 人工骨使用あり 21,000円  
 b 人工骨使用なし 10,000円  
 (エ) 歯肉整形術 1歯につき 15,000円  
 (オ) 上顎洞底挙上術 片側 150,000円  
 (カ) 骨採取  
 a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1か所 50,000円  
 b 口腔外（腸骨、腓骨等） 1か所 100,000円  
 (キ) オトガイ神経移動術 片側 30,000円  
 (ク) 下顎管移動術 片側 100,000円  
 (ケ) 粘膜移植術（採取、移植を含む） 50,000円  
 (コ) 皮膚移植術（採取、移植を含む） 60,000円  
 (サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,500円  
 (シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,500円  
 (ス) インプラント周囲炎に対する外科処置・骨移植伴う 21,000円  
 (セ) インプラント周囲炎に対する外科処置 10,000円  
 (ソ) 手術に伴う材料費  
 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額  
 （その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ク 技工物料金（上部構造体）

- (ア) 全部鑄造冠  
 a 金合金 170,000円  
 b その他 124,000円

(イ) ハイブリットセラミック前装冠	<u>148,700円</u>
(ウ) メタルセラミックウラウン	<u>173,150円</u>
(エ) オールセラミッククラウン	<u>154,810円</u>
(オ) ジルコニアクラウン	<u>228,150円</u>
ケ 架工歯 歯冠修復の料金に準じる	
コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金	<u>122,220円</u> ×インプラント本数+歯冠修復の料金×本数
サ AGC(ガルバノフォーミングを用いた可撤式Cr & Br)	<u>34,630円</u> ×インプラントの本数
シ テンポラリークラウン 1歯につき	<u>4,070円</u>
ス テンポラリークラウン (メタル)	1歯につき <u>9,170円</u>
セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル)	<u>1,220円</u>
ソ 修復物の調整・修理 1装置につき	
(ア) 簡単	<u>6,110円</u>
(イ) 困難	<u>12,220円</u>
(ウ) 著しく困難	<u>18,330円</u>
タ 可撤式床義歯	
(ア) レジン床	<u>216,940円</u>
(イ) 金合金	<u>730,280円</u>
(ウ) 金パラジウム合金	<u>473,610円</u>
(エ) チタン	<u>356,480円</u>
(オ) コバルトクロム合金	<u>305,560円</u>
チ 治療義歯・暫間義歯	
点数表により算出した額(印象採得以降のもの)× <u>1.1</u> (10円未満は四捨五入する。)	
ツ 義歯修理、リベース・リライニング	
<u>6,110円</u> +点数表により算出した額(印象採得以降のもの)× <u>1.1</u> (10円未満は四捨五入する。)+材料費(材料の購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。))	
テ 既製アタッチメント(診断・設計料を含む)	
1歯につき <u>34,630円</u> +材料費(材料の購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。))	
ト テレスコープ(コーヌスクローネ内冠・ミリングバー等を含む)	
1歯につき <u>23,430円</u> (金属料金は含まれる)	
ナ AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義歯) 可撤式床義歯の料金+ <u>12,220円</u> ×(AGC使用部の)歯数(アタッチメント料金は含ま	

(イ) ハイブリットセラミック前装冠	<u>146,000円</u>
(ウ) メタルセラミックウラウン	<u>170,000円</u>
(エ) オールセラミッククラウン	<u>152,000円</u>
(オ) ジルコニアクラウン	<u>224,000円</u>
ケ 架工歯 歯冠修復の料金に準じる	
コ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金	<u>120,000円</u> ×インプラント本数+歯冠修復の料金×本数
サ AGC(ガルバノフォーミングを用いた可撤式Cr & Br)	<u>34,000円</u> ×インプラントの本数
シ テンポラリークラウン 1歯につき	<u>4,000円</u>
ス テンポラリークラウン (メタル)	1歯につき <u>9,000円</u>
セ 冠ダツリ、再装着 (トラブル)	<u>1,200円</u>
ソ 修復物の調整・修理 1装置につき	
(ア) 簡単	<u>6,000円</u>
(イ) 困難	<u>12,000円</u>
(ウ) 著しく困難	<u>18,000円</u>
タ 可撤式床義歯	
(ア) レジン床	<u>213,000円</u>
(イ) 金合金	<u>717,000円</u>
(ウ) 金パラジウム合金	<u>465,000円</u>
(エ) チタン	<u>350,000円</u>
(オ) コバルトクロム合金	<u>300,000円</u>
チ 治療義歯・暫間義歯	
点数表により算出した額(印象採得以降のもの)× <u>1.051</u> (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
ツ 義歯修理、リベース・リライニング	
<u>6,000円</u> +点数表により算出した額(印象採得以降のもの)× <u>1.051</u> (その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)+材料費(材料の購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。))	
テ 既製アタッチメント(診断・設計料を含む)	
1歯につき <u>34,000円</u> +材料費(材料の購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。))	
ト テレスコープ(コーヌスクローネ内冠・ミリングバー等を含む)	
1歯につき <u>23,000円</u> (金属料金は含まれる)	
ナ AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義歯) 可撤式床義歯の料金+ <u>12,000円</u> ×(AGC使用部の)歯数(アタッチメント料金は含ま	

ない)			
ニ スクリューオンデンチャー			
		912,590円+23,430円×インプラント本数	(金属料金は912,590円に含まれる)
ヌ 中間構造物			
	スクリューアタッチメント固定		
		1 箇所 34,630円	
ネ インプラントナイトガード (院内技工、印象代含む)		17,310円	
ノ 上部構造体に係る材料費			
	材料の購入価格に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)		
ハ メンテナンス料	1 回につき	5,090円	
ヒ 相談料	1 回につき	3,060円	
フ 緊急処置料		6,930円	
(17) 麻酔			
ア 静脈内鎮静法			
(ア) 実施時間が2時間までの場合		13,200円	
(イ) 実施時間が2時間を超える場合		13,200円に2時間を超える30分までごとに6,600円を加算した額	
イ 笑気吸入鎮静法			
(ア) 実施時間が2時間までの場合		1,870円	
(イ) 実施時間が2時間を超える場合		1,870円に2時間を超える30分までごとに1,870円を加算した額	
25 (略)			
26 丸山ワクチン注射料	1 回につき	220円	
27 駐車場利用料			
利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県立新発田病院、新潟県立リウマチセンター
患者	3時間まで	無料	
	3時間超	100円	無料
	2日目以降	1日までごとに100円を加算	
患者以外の者	午前6時30分から午後9時まで	30分までごとに100円を加算(ただし最初の30分は無料)	
	午後9時から翌日の午前6時30分まで	330円を加算	

ない)			
ニ スクリューオンデンチャー			
		896,000円+23,000円×インプラント本数	(金属料金は896,000円に含まれる)
ヌ 中間構造物			
	スクリューアタッチメント固定		
		1 箇所 34,000円	
ネ インプラントナイトガード (院内技工、印象代含む)		17,000円	
ノ 上部構造体に係る材料費			
	材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)		
ハ メンテナンス料	1 回につき	5,000円	
ヒ 相談料	1 回につき	3,000円	
フ 緊急処置料		6,800円	
(17) 麻酔			
ア 静脈内鎮静法			
(ア) 実施時間が2時間までの場合		12,960円	
(イ) 実施時間が2時間を超える場合		12,960円に2時間を超える30分までごとに6,480円を加算した額	
イ 笑気吸入鎮静法			
(ア) 実施時間が2時間までの場合		1,836円	
(イ) 実施時間が2時間を超える場合		1,836円に2時間を超える30分までごとに1,836円を加算した額	
25 (略)			
26 丸山ワクチン注射料	1 回につき	210円	
27 駐車場利用料			
名称	利用区分	1台1日(午前6時30分から翌日の午前6時30分までをいう。) 1回当たりの利用料の額	
新潟県立がんセンター新潟病院外来駐車場	患者	利用時間が3時間を超える場合 100円	
	患者以外の者	(1) 午前6時30分から午後9時までの利用 ア 利用時間が30分を超え1時間までの場合 110円 イ 利用時間が1時間を超える場合 110円に1時間を超える30分までごとに50円を加算した額 (2) 午後9時から翌日の午前6時30分までの利用 320円	
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター外来駐車場	患者以外の者		

ただし、(略)	ただし、(略)
28 往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	28 往診用自動車等使用料 往診等に使用した自動車の利用料については、走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(1) 2キロメートルまでの利用 70円	(1) 2キロメートルまでの利用 60円
(2) (略)	(2) (略)
29 病衣使用料 1日につき 70円	29 病衣使用料 1日につき 60円
30 付添寝具貸付料 1日につき 190円	30 付添寝具貸付料 1日につき 180円
31 (略)	31 (略)
32 患者家族控室利用料(個室に限る。) 1室1泊につき 1,050円	32 患者家族控室利用料(個室に限る。) 1室1泊につき 1,030円
33 薬価基準未収載薬剤料 (1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合薬品の購入価格(10円未満は四捨五入する。)	33 薬価基準未収載薬剤料 (1) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合薬品の購入価格(その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
(2) その他の場合 薬品の購入価格に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	(2) その他の場合 薬品の購入価格に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
34 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 薬価基準に定める額(10円未満は四捨五入する。)	34 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 薬価基準に定める額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
35 HLA検査料 (1) 献腎(死体腎)移植を希望する患者が、(社)日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設(HLA検査施設)の認定を受けた病院において実施する場合 1件につき 11,000円	35 HLA検査料 (1) 献腎(死体腎)移植を希望する患者が、(社)日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うため、同ネットワークの指定施設(HLA検査施設)の認定を受けた病院において実施する場合 1件につき 10,800円
(2) その他の場合(次に掲げる検査に限る。) ア～ケ (略) 1件につき 病院における検査委託金額に <u>1.1</u> を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	(2) その他の場合(次に掲げる検査に限る。) ア～ケ (略) 1件につき 病院における検査委託金額に <u>1.08</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

<p>36 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料医科点数表により算定した額に<u>1.1</u>を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>る。)</p> <p>36 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療料医科点数表により算定した額に<u>1.051</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>37～39 (略)</p>	<p>37～39 (略)</p>
<p>40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>330円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>40 HBV分子系統解析検査 1件につき <u>320円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>330円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>41 HBVサブジェノタイプ判定検査 1件につき <u>320円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,350円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>42 ペプシノゲン検査 1件につき <u>2,250円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>43 オンコタイプDX検査 1件につき <u>9,460円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>43 オンコタイプDX検査 1件につき <u>9,040円</u>に病院における検査委託金額を加えた額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>44 アミノインデックス検査 (1)～(3) (略) 1件につき <u>2,350円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.1</u>を乗じて得た額を加えた額(10円未満は四捨五入する。)</p>	<p>44 アミノインデックス検査 (1)～(3) (略) 1件につき <u>2,250円</u>に、病院における検査委託金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額を加えた額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)</p>
<p>45 遺伝子検査 (1) 検査料(次に掲げる検査に限る。) ア HBOCスクリーニング イ BRCA MLPA ウ クイックHBOC</p>	<p>45 <u>遺伝子性乳がん・卵巣がん遺伝子検査</u> (1) 検査料(次に掲げる検査に限る。) ア HBOCスクリーニング イ BRCA MLPA ウ クイックHBOC</p>

エ HBOCシングルサイト  
 オ 追加HBOCスクリーニング  
 カ MMRスクリーニング  
 キ 追加MMRスクリーニング  
 ク MMRシングルサイト

1件につき 病院における検査委託金額に1.1  
 を乗じて得た額 (10円未満は四捨五入する。)  
 (2) カウンセリング料 1回につき 11,000円

46 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その  
 他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合  
 におけるこれらの規定の適用については、これらの  
 規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
 の右欄に掲げる字句とする。

1	1,290円	1,170円
	2,290円	2,080円
	5,500円	5,000円
	3,300円	3,000円
	2,750円	2,500円
	1,650円	1,500円
2	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額
3	18,260円	16,600円
	8,910円	8,100円
	6,160円	5,600円
	5,280円	4,800円
	3,630円	3,300円
	2,420円	2,200円
	1,760円	1,600円
	ただし、小上がりを	ただし、小上がりを

エ HBOCシングルサイト

1件につき 病院における検査委託金額に  
1.08を乗じて得た額 (その額に、5円未満の端  
 数があるときはこれを切り捨て、5円以上10  
 円未満の端数があるときはこれを10円に切り上  
 げる。)

(2) カウンセリング料 1回につき 10,510円

46 (略)

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その  
 他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合  
 におけるこれらの規定の適用については、これらの  
 規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表  
 の右欄に掲げる字句とする。

1	1,260円	1,200円
	2,250円	2,140円
	5,400円	5,000円
	3,240円	3,000円
	2,700円	2,500円
	1,620円	1,500円
2	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額
3	17,930円	16,600円
	8,750円	8,100円
	6,050円	5,600円
	5,180円	4,800円
	3,560円	3,300円
	2,380円	2,200円
	1,730円	1,600円
	ただし、電話を設置	ただし、電話を設置

	設置する場合は、3,300円を増額する。	設置する場合は、3,000円を増額する。		しない場合は、220円を減額する。	しない場合は、200円を減額する。
9	280円	250円	9	270円	250円
	170円	150円		160円	150円
	110円	100円		110円	100円
10(3)	5,500円	5,000円	10(3)	5,400円	5,000円
	3,300円	3,000円		3,240円	3,000円
	3,850円	3,500円		3,780円	3,500円
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	算定した額		算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	算定した額
22	11,000円	10,000円	22	10,800円	10,000円
	往診料相当分に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	往診料相当額		往診料相当分に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	往診料相当額
28	合算した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	合算した額	28	合算した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	合算した額
36	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)	算定した額	36	算定した額に1.051を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	算定した額

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規程(別表6の規程を除く。)は、令和元年10月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利

用に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表6の規程は、平成元年10月1日以降の申込みに係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。